

下地島空港及び周辺用地の利活用事業提案募集要項等に係る質問・回答について

令和3年11月26日

| 番号 | 要項/添付 | 頁 | 質問 | 回答 |
|----|-------|----|--|---|
| 1 | 要項 | 10 | 参加意向表明をせずに個別対話は先行実施できますか | 要項で示したとおり、「個別対話の実施は、参加表明書を提出した事業者の要請に応じて、順次実施することを原則」としております。ただし、手続き等に関する軽微な質問等には対応いたします。 |
| 2 | 要項 | 11 | 土地利用に関して、具体的にいつから活用を開始しなければならない等の要求事項はありますでしょうか。 | 土地利用開始時期に関する要求事項は定めておりませんが、利活用事業者に選定された後は、速やかに事業に着手していただきたいと考えております。事業スケジュールについては、「下地島空港及び周辺用地の利活用促進事業検討委員会」や、利活用候補事業者選定後の事業実施条件協議等において、合理的な説明をお願いいたします。 |
| 3 | 添付① | 7 | 下地島空港の運航本数は日に6本という事ですが、国際便以外に今後本数が増える予定はありますでしょうか。 | 現時点では、国内線定期便に関する確定した就航予定はありません。ただし、沖縄県及びターミナル運営事業者においては路線誘致を実施しており、国内線及び国際線について、今後定期便就航を期待しております。 |
| 4 | 添付② | - | 1. ②使用料の支払開始時期 支払開始時期では、事業提案の詳細を確定するための現地調査(測量など)を実施した時点から使用料は発生するのでしょうか。また、発生する場合調査終了後は使用料の発生は止めることができるのでしょうか。 | 土地等の使用は、敷地を占有する必要があるその都度、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例第12条に基づく許可申請が必要となり、あわせて、その占有する期間に応じて、同条例第19条に基づく使用料を納付する必要があります。 現地調査を実施する場合においては、前述の第12条申請における面積と許可期間に係る使用料が発生することになります。 |